

一般財団法人ふくしま建築住宅センター
確 認 検 査 業 務 規 程

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 この確認検査業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人ふくしま建築住宅センター（以下「センター」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の18から第77条の21までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認、審査、中間検査、完了検査及び仮使用認定（以下「確認検査」という。）の業務の実施について、法第77条の27の規定に基づき必要な事項を定める。なお、この規程（第22条第 1 項及び第27条を除く。）は、センターが国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の確認検査を行う場合に準用する。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助員 確認検査の補助的な業務を行う職員をいう。
- (2) 確認検査員等 確認検査員及び副確認検査員並びに補助員をいう。
- (3) 検査補助者 完了検査、中間検査又は仮使用認定に係る一定の知識を有し、公正かつ客観的に検査を補佐することができるものとして、センターが認めた者をいう。
- (4) 建築主等 法第2条第16号に規定する建築主（法第18条第 2 項に規定する国の機関の長等を含む。）及びその代理人をいう。
- (5) 役員 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第136条の 2 の14第 1 項第 2 号に規定する役員をいう。
- (6) 親族 配偶者並びに一親等以内の血族及び姻族をいう。
- (7) 親会社等 法第77条の19第11号に規定する親会社等をいう。
- (8) 特定支配関係 令第136条の 2 の14に規定する特定支配関係をいう。
- (9) 制限業種 次に掲げる業種のうち建築物及びその敷地に係るもの（国、都道府県及び市町村の建築物又はその敷地並びにこれらの機関から業務実施の要請があった建築物又はその敷地に係るものを除く。）をいう。
 - イ 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物又はその敷地に関する調査、鑑定業務は除く。）
 - ロ 建設業
 - ハ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
 - ニ 昇降機の製造及び供給
- (10) 署名等 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号。以下「デジタル行政推進法」という。）第 3 条第 6 号に規定する署名等をいう。
- (11) 電磁的記録 デジタル行政推進法第 3 条第 7 号に規定する電磁的記録をいう。
- (12) 電子署名 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する

る法律施行規則（平成15年3月20日国土交通省令第25号。以下「主務省令」という。）第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。

(13) 電子証明書 主務省令第2条第2項第2号に規定する電子証明書をいう。

(14) 電子情報処理組織 センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(15) 申請等 デジタル行政推進法第3条第8号に規定する申請等をいう。

(16) 処分通知等 デジタル行政推進法第3条第9号に規定する処分通知等をいう。

(17) 電子申請 デジタル行政推進法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。

(18) 電子交付 デジタル行政推進法第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う処分通知等の交付をいう。

(19) リモート検査 確認検査員又は副確認検査員が実施と異なる場所において行う中間検査、完了検査又は仮使用認定に係る検査をいう。

第2章 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方針及び体制

第1節 方針・運営及び権限と責任

（確認検査の業務実施の基本方針）

第3条 センターは、法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、法第18条の3に基づく確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号。以下「指針」という。）、その他関係法令並びにこの規程の要件に従うとともに、公共の福祉の増進に資する確認検査の業務の使命に鑑み、確認検査の業務を公正かつ適確に実施するものとする。

2 センターの理事長（以下「理事長」という。）は、毎年度、確認検査の業務が公正かつ適確に行われるようにするため、目標の設定及び見直しのための枠組み、これらをセンター内で共有する方法等について方針（以下「確認検査業務実施方針」という。）として定め、職員（確認検査員又は副確認検査員並びに非常勤職員を含む。以下同じ。）に周知する。

（確認検査業務管理体制の運営、責任と権限）

第4条 理事長は、確認検査の業務の業務区域及び業務量見込みに応じて、この規程に従って業務が公正かつ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、その実行のために必要な規則（以下「確認検査業務管理規則」という。）を定め、職員に周知し、実施させる。

2 確認検査業務管理規則には、少なくとも以下に掲げる事項について、その実施に必要な事項を定める。

- (1) 確認検査業務管理体制の見直し
- (2) 文書及び記録の管理
- (3) 苦情等処理事務
- (4) 内部監査

- (5) 不適格案件管理
- (6) 再発防止措置
- (7) 秘密の保持
- 3 理事長は、センターが行う確認検査の業務の品質保証を担当する役員として、確認検査業務管理責任者を任命する。
- 4 確認検査の業務の実施に係る最高責任者は理事長とし、確認検査業務管理責任者が確認検査業務に係る管理の責任と権限をもつ。

(確認検査業務管理体制の見直し)

- 第5条 理事長は、センターの確認検査業務管理体制が引き続き適切、妥当で、かつ効果的であることを確実にするために、年1回、次事業年度の開始前までに、定期的に確認検査業務管理体制の見直しを行う。また、センター及びセンターの業務をとりまく環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結果、外部からの要求等により必要と判断した場合には、随時、確認検査業務管理体制の見直しを行う。
- 2 確認検査の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするため、確認検査業務管理体制を継続的に改善する。

(確認検査の業務の組織体制)

- 第6条 理事長は、確認検査の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするため、申請又は通知に係る建物の規模や用途、確認検査の業務に従事する職員の構成に応じた確認検査の組織体制を構築する。
- 2 確認検査の業務は、他の業務（建築物の判定及び検査等に関する業務を除く。）と独立した部署で行う。
 - 3 確認検査の業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正行為のないようにしなければならない。
 - 4 確認検査業務管理責任者は、確認検査の業務に従事する職員が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための措置を講ずるものとする。

第2節 確認検査の業務の手順

(確認検査の業務の方法)

- 第7条 確認検査の業務が、この規程に従って常に公正かつ適確に行われることを確実にするため、理事長は、確認検査の具体的な手順その他確認検査の業務の実施に必要なすべての事項を含む確認検査業務マニュアル（以下「マニュアル」という。）を定め、これに従い確認検査員等に確認検査の業務を実施させる。
- 2 マニュアルには、建築基準関係規定への適合の確認、審査、検査の具体的な方法及びこれが行われたことがその全過程を通じて追跡、確認できる方法を定める。
 - 3 理事長は、マニュアルを最新の状態に維持し、確認検査員等がいつでも利用できるよう努める。

(建築基準関係規定の改正等に伴う措置)

第8条 確認検査業務管理責任者は、建築基準関係規定の改正、国土交通大臣等及び特定行政庁からの指示・連絡等に係る文書（都市計画の決定及び変更の通知を含む。）を収集・保存し、職員に周知・徹底するものとする。

(判断するための根拠資料及び対応方法)

第9条 確認検査員又は副確認検査員は、建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断するため、次に掲げるものを根拠資料とし、これに基づき審査するものとする。

(1) 前条の文書

(2) 建築基準関係規定の解釈等について特定行政庁が公表している情報又は資料

(3) 都市計画に関する状況等（道路種別を含む。）について地方公共団体が公表している情報又は資料

2 確認検査員又は副確認検査員は、前項の根拠資料では建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断できない場合は、次に掲げる対応方法により審査するものとする。

(1) 建築基準関係規定の解釈等についての法第77条の32第1項の特定行政庁への照会

(2) 都市計画に関する状況等（道路種別含む。）についての地方公共団体への照会

第3節 確認検査の業務に関する書類の管理

(図書及び書類の持出しに係る報告)

第10条 役員及び職員は、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「指定機関省令」という。）第29条第1項に規定する図書及び書類（複写したものを含む。）を執務室等の外に持ち出そうとするときは、これらの図書及び書類の管理者に、持ち出す目的及び持ち出す先を報告するとともに、持ち帰った時はその旨を報告するものとする。

(確認検査の業務に関する書類の管理に係る別の定め)

第11条 確認検査業務管理責任者は、確認検査の業務に関する書類（確認検査の業務の実施の過程で行われた建築主等との打合せ等に関する書類を含む。第13条及び第15条において「記録」という。）の管理（保存、廃棄等の方法を含む。）について別に定める。

(確認検査の業務に関する書類の保存期間)

第12条 法第77条の29第2項に規定する書類（指定機関省令第29条第2項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、当該建築物又は工作物に係る法第6条第1項、法第6条の2第1項、法第18条第3項又は法第18条第4項の規定による確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から15年間保存する。

(総括記録管理者の設置)

第13条 センターに、記録等（帳簿及び記録をいう。次条において同じ。）の管理の総括責任者として、総括記録管理者1名を置く。

2 総括記録管理者は、第4条第3項に規定する確認検査業務管理責任者をもって充てる。

(記録管理者の設置)

第14条 総括記録管理者は、記録等の管理の実施責任者として、記録管理者を指名する。

2 記録管理者は、本部及び確認検査業務を行う事務所にそれぞれ1名を置く。

(記録管理簿の調製)

第15条 総括記録管理者は、記録を適切に保存するため、記録管理簿を調製し、記録管理者に記載させる。

2 記録管理簿には、少なくとも以下に掲げる事項を記載する。

(1) 保存場所

(2) 保存期間の満了する日

第4節 要員及び服務

(確認検査員又は副確認検査員の選任)

第16条 理事長は、確認検査の業務を実施させるため、確認検査員又は副確認検査員を15名以上選任する。

2 前項の確認検査員又は副確認検査員の数は、前年度の確認検査の実績に応じ、指定機関省令第16条の規程により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。

3 前2項の規定に関わらず、理事長は、確認検査の申請及び通知に係る件数の増加が見込まれる場合にあっては、速やかに新たな確認検査員又は副確認検査員（非常勤の確認検査員又は副確認検査員を含む。）を雇用する等の適切な措置を講ずる。

(確認検査員又は副確認検査員の解任)

第17条 理事長は、確認検査員又は副確認検査員が次のいずれかに該当する場合は、その確認検査員又は副確認検査員を解任する。

(1) 法第77条の20第5号の規定に適合しなくなったとき

(2) 法第77条の24第5項の規定による福島県知事の解任命令があったとき

(3) 法第77条の62の規定により国土交通大臣の建築基準適合判定資格者登録の消除があったとき

(4) 前号のほか、職務上の業務違反その他確認検査員又は副確認検査員としてふさわしくない行為があったとき

(5) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(確認検査員又は副確認検査員の配置)

第18条 理事長は、確認検査の業務に従事する職員を、第16条の確認検査員又は副確認検査員を含めて、第21条第1項の主たる事務所及び同条第2項の従たる事務所にそれぞれ3名以上配置する。

2 従たる事務所の確認検査員又は副確認検査員が休暇その他の事情により、確認検査の業務を実

施できない場合にあっては、当該従たる事務所以外の確認検査員又は副確認検査員が臨時に当該従たる事務所の確認検査の業務を行うことができる。

- 3 理事長は、第16条第3項の規定に基づく措置を講じた場合には、主たる事務所及び従たる事務所がそれぞれその見込まれる業務量を適正に処理できるよう、確認検査の業務に従事する職員の配置を見直す。

(確認検査員、副確認検査員及び検査補助員の身分証の携帯)

第19条 確認検査員、副確認検査員及び検査補助員が、建築物等（建築物、建築設備及び工作物という。以下同じ。）、建築物等の敷地若しくは建築工事現場等に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書（以下「身分証明書」という。）を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分証明書の様式は、センターが別に定める。

第3章 確認検査の業務の実施方法等

第1節 一般

(確認検査の業務を行う時間及び休日)

第20条 確認検査の業務を行う時間は、休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

- 2 前項の休日は、次のとおりとする。
 - (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
 - (4) その他センターが指定する日
- 3 第1項の確認検査の業務を行う時間及び前項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前にセンターと建築主等との間において確認検査の業務を行うための日時の調整が整った場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地及びその業務区域)

第21条 センターの主たる事務所の所在地は、福島県福島市五月町4番25号とする。

- 2 センターには、次の従たる事務所を置く。
 - (1) 県北事務所 福島県福島市五月町4番25号
 - (2) 県中事務所 福島県郡山市開成五丁目10番5号
 - (3) いわき事務所 福島県いわき市平字童子町4番地の18
 - (4) 会津事務所 福島県会津若松市西年貢二丁目1番17号
- 3 確認検査の業務区域は、福島県全域とする。

(業務の範囲)

第22条 確認検査の業務を行う範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法第6条の2第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項に

- において準用する場合を含む。)の規定による確認
- (2) 法第7条の2第1項(第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による完了検査及び第7条の4第1項(第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による中間検査
 - (3) 法第7条の6第1項第2号及び法第18条第38項第2号(これらの規定を法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用認定
 - (4) 法第18条第4項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による審査
 - (5) 法第18条第23項(第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による完了検査及び法第18条第32項(第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による中間検査
- 2 前項の規定にかかわらず、センターは、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物、第1号から第7号までに掲げる者が第2条第9号イからニまでに掲げる業務を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その確認検査の業務は行わない。
- (1) 理事長又は確認検査業務管理責任者
 - (2) 前号に掲げる者が所属する企業、団体等(過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。)
 - (3) 第1号に掲げる者の親族
 - (4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等(過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。)
 - (5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。)又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
 - (6) センターの親会社等
 - (7) センター又はセンターの親会社等が特定支配関係(令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。)を有する者
- 3 センターは、法第77条の20第6号に定める指定構造計算適合性判定機関のほか、次のいずれかに該当する指定構造計算適合性判定機関に対してされた構造計算適合性判定の申請又は求めに係る建築物の計画について、確認又は審査をしてはならない。
- (1) 理事長又は確認検査業務管理責任者が所属する指定構造計算適合性判定機関(過去2年間に所属していた指定構造計算適合性判定機関を含む。)
 - (2) 理事長又は確認検査業務管理責任者の親族が役員である指定構造計算適合性判定機関(過去2年間に役員であった指定構造計算適合性判定機関を含む。)
 - (3) 理事長若しくは確認検査業務管理責任者又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
 - (4) 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員(過去2年間に代表者又は担当役員であった者を含む)がセンターに所属する場合にあっては、当該構造計算適合性判定機関
 - (5) 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員(過去2年間に社長又は担当役員であった者を含む。)の親族がセンターの役員である場合にあっては、当該指定構造計算適合

性判定機関

- (6) 指定構造計算適合性判定機関の代表者若しくは担当役員又はこれらの者の親族がセンターの総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
 - (7) センターが総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
 - (8) センターの総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
 - (9) センターが特定支配関係を有する指定構造計算適合性判定機関
 - (10) センターの親会社等が特定支配関係（令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。）を有する指定構造計算適合性判定機関
- 4 第2項及び第3項の場合に該当するかどうかの確認は、確認検査業務管理責任者が第2項及び第3項に掲げる者の一覧を作成し、職員が申請又は通知に係る書類等と照合する方法により行う。
- 5 確認の業務の範囲（法第6条の3第1項ただし書きの規定による審査を行うか否かを含む。）、審査の業務の範囲（法第18条第5項ただし書きの規定による審査を行うか否かを含む。）及び第3項の指定構造計算適合性判定機関については、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

（確認検査の業務の処理期間）

第23条 センターは、別に定める「建築物等の確認検査の業務に係る契約約款」（以下「業務約款」という。）に確認検査の業務の処理期間を定め、提示する。

第2節 確認

（確認の申請、受付、引き受け及び契約）

- 第24条 建築主等は、確認の申請に際し、次の各号に掲げる図書及び書類（以下、「確認申請関係図書」という。）を提出する。提出部数は、正本1部、副本1部とする。ただし、法第93条により消防長等同意を必要とするものは、正本2部、副本1部とする。
- (1) 確認申請書（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）別記第2号様式、施行規則別記第8号様式、施行規則別記第10号様式、施行規則別記第11号様式）
 - (2) 現地調査票（第1号様式。ただし、確認の申請が建築物及び法第88条第2項で指定する工作物の場合に限る。）
 - (3) 施行規則及び特定行政庁が別に定める法施行細則により、建築主事又は副建築主事（以下「建築主事等」という。）に建築確認等を申請する際に必要とされる図書
 - (4) 特定行政庁が規則により、確認の申請の際に提出しなければならないとしている図書
 - (5) 当該建築計画に係る制限業種に係る業務を行う企業等の一覧
- 2 当該建築物の設計住宅性能評価を行った者又は長期使用構造等の確認を行った者がセンターであり、建築主等が同意する場合においては、センターが保有する当該建築物の設計住宅性能評

価書若しくは長期使用構造等確認書又はその写しを施行規則第1条の3に規定する図書に代えることができる。

- 3 センターは、第1項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
 - (1) 申請のあった建築物等がセンターの指定区分（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条に掲げる区分のうち、センターが指定を受けた区分をいう。以下同じ。）に合致する建築物等であること
 - (2) 設計者が当該計画の設計資格を有し、かつ建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に違反していないこと
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと
 - (4) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと
 - (5) 第22条第2項及び第3項の規定に該当するものでないこと
- 4 センターは、前項の規定において、確認申請関係図書に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、確認申請関係図書を建築主等に返却する。
- 5 第3項により申請を引き受けた場合には、センターは、建築主等に「確認引受承諾書」（第2号様式）を交付する。この場合、建築主等とセンターは業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 6 建築主等が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第3項の引受けを取り消すことができる。
- 7 センターは、前6項の規定に関わらず、確認検査の申請及び通知に係る件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に確認を実施することが困難となる場合には、確認の業務を引き受けない。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第25条 前条第5項の業務約款には、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 建築主等は、センターの請求があるときは、センターの確認業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なく、かつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定
- (2) 建築主等は、申請に係る計画に関しセンターがなした建築基準関係規定への適合性の疑義等に対し、追加説明書の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の規定
- (3) 確認が法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物等に係るものである場合であって、法第6条の3第5項に規定する通知書の交付を受けたときには、センターは当該通知書に記載された期間の限りにおいて、確認の期限を延長することができる旨の規定
- (4) センターはセンターの責めに帰することができない事由により、業務期日までに確認済証を交付できない場合には、建築主等に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる旨の規定
- (5) 確認申請手数料の支払いに関する規定

（確認の実施）

第26条 センターは、確認の申請を引き受けたときは、当該申請に係る計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。

2 確認検査員又は副確認検査員は、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物、第1号から第5号までに掲げる者が第2条第9号イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、確認の業務を行わない。

(1) 当該確認検査員又は副確認検査員

(2) 前号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）

(3) 当該確認検査員又は副確認検査員の親族

(4) 前号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。）

(5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

3 確認検査員又は副確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、確認申請関係図書をもって、第1項の審査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求めることとする。

4 センターは、法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに施行規則第3条の12に規定する図書及び書類（以下、「適合判定通知書等」という。）の提出を受ける前においては、次に定めるところによることとする。

(1) 福島県知事又は指定構造計算適合性判定機関（以下「福島県知事等」という。）から施行規則第3条の8（施行規則第3条の10において準用する場合を含む。次項第1号において同じ。）の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確認、これに留意して審査し、及び当該通知をした福島県知事等に対して、当該事項に対する回答を行う。

(2) 申請に係る建築物の計画について福島県知事等が指針別表（に）欄に掲げる判定すべき事項の審査を行うに当たって留意すべき事項があると認めたときには、施行規則第1条の4（施行規則第3条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定により当該計画について判定の申請を受けた福島県知事等に対して、当該事項の内容を通知する。

5 センターは適合判定通知書等の提出を受けた後においては、次に定めるところによることとする。

(1) 福島県知事等から施行規則第3条の8の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確認、これに留意して審査する。

(2) 申請に係る建築物の確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、適合判定通知書を交付した福島県知事等に照会をする。

6 センターは、建築主等から当該建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）の結果を記載した適合判定通知書（以下「省エネ適判通知書」という。）又はその写し、及び当該省エネ適判を受けた計画書の副本又はその写しの提出を受けるに当たり、当該省エネ適判を行った者がセンターであり、建築主等が同意する場合においては、センターが保有する当該建築物の省エネ適判通知書又はその写し、及び省エネ適判を受けた計画書の副本又はその写しをもって代えることができる。

- 7 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務のみを行い、確認を行わない。

(消防長等の同意等)

第27条 センターは、法第93条第1項の規定に基づき、消防長等の同意を求める場合には、「確認審査(建築物)の引き受けに伴う消防長等の同意について」(第3号様式)に建築主等から提出された図書及び書類を添えて行う。

- 2 センターは、法第93条第4項の規定に基づき、法第6条の2第1項(法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請を受けて、消防長等に対して通知を行う場合には、確認の申請の引受後、遅滞なく「確認審査(建築物)の引き受けに伴う消防長等への通知について」(第4号様式)に、「建築計画概要書」(施行規則別記第3号様式)を添えて行う。
- 3 前2項の規定によらない場合には、センターがあらかじめ消防長等と協議し、合意した方法にて行う。

(保健所通知)

第28条 センターは、法第93条第5項の規定に基づき、保健所長に通知を行う場合には、確認の申請の引受後、同項の特定建築物にあつては「確認審査(建築物)の引き受けに伴う保健所通知について」(第5号様式)により、尿尿浄化槽にあつては「確認審査(建築物)の引き受けに伴う浄化槽について」(第6号様式)により、必要な書類を添えて遅滞なく行う。

- 2 前項の規定によらない場合には、センターがあらかじめ保健所長と協議し、合意した方法にて行う。

(確認済証の交付等)

第29条 センターは、第26条の審査の結果、申請に係る計画が、建築基準関係規定に適合することを確認したときにあつては「確認済証」(施行規則別記第15号様式)を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあつては「適合しない旨の通知書」(施行規則別記第15号の2様式)を、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないとき(第26条第5項および第6項における都道府県知事等からの適切な回答がない場合を含む。)にあつては「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」(施行規則別記第15号の3様式)を、建築主等に対してそれぞれ交付する。

- 2 前項に規定する確認済証又は適合しない旨の通知書の交付は、第24条第1項に規定する書類のうち確認に要した副本1部を添えて行う。

(確認の申請の取下げ)

第30条 建築主等は、建築主等の都合により、「確認済証」又は「適合しない旨の通知書」の交付前に確認の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した「確認申請取り下げ届」(第7号様式)をセンターに提出する。

- 2 センターは、前項の届出があつたときは、審査を中止し、提出された確認申請関係図書を建築主等に返却する。

(確認を受けた計画の変更の申請)

第31条 「確認済証」の交付後に、当該確認を受けた建築物等の計画が変更（施行規則第3条の2に規定する軽微な変更を除く。）され、センターに当該変更計画の確認の申請がなされた場合の確認の業務の実施方法は、第24条から前条までの規定を準用する。

この場合において、第24条第1項第1号の確認申請書に替えて、「計画変更確認申請書」（施行規則別記第4号様式、施行規則別記第9号様式、施行規則別記第13号様式、施行規則別記第14号様式）を用いる。

- 2 前項の計画変更確認申請書及び関係図書（以下「計画変更確認申請関係図書」という。）においては、変更に係る部分が明示されるよう措置するものとし、当該計画の変更に係る直前の、確認申請関係図書の副本及びその添付図書を添えるものとする。ただし、当該計画の変更に係る直前の確認を行った者がセンターである場合においては、直前の確認を受けた計画の図書に替えて変更した部分の図書をもって計画変更確認申請関係図書とすることができる。

(軽微な変更説明書の提出)

第32条 建築主等は、「確認済証」が交付された建築物等について、その工事が完了する前に規則第3条の2で定める軽微な計画の変更（以下「軽微な変更」という。）をしようとする場合は、変更に係る部分の変更前及び変更後の図書を添えた「軽微な変更説明書」（第8号様式）2部をセンターに提出することができる。

- 2 センターは、前項の届を受理して内容を確認した後、当該届1部を建築主等に返却するものとする。

(確認の記録)

第33条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の計画の建築基準関係規定ごとの適否、確認業務の実施にあたり行った指示、指摘及びこれらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録する。

(特定行政庁への報告)

第34条 センターは、第29条第1項による「確認済証」、「適合しない旨の通知」又は「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」を建築主等に対して交付したときは、当該交付を行った日から7日以内に、「確認審査報告書」（施行規則別記第16号様式）を特定行政庁に報告する。

- 2 センターは、第36条第1項による「工事取り止め届」を受理したときは、速やかに特定行政庁に報告する。

(建築主等の変更の届け出)

第35条 建築主等は、直前の「確認済証」の交付をセンターから受けた建築物等について、その工事の完了前に、建築主、工事監理者又は工事施工者の氏名又は住所（法人等にあつては名称、所在地又は代表者の氏名）を変更した場合は、「名義等変更届」（第9号様式）を速やかにセンターに提出する。

- 2 建築主等は、確認の申請に際し、工事監理者又は工事施工者（以下「工事監理者等」という。）

を定めていない場合においては、当該工事の着手時までには当該工事監理者等を定め、「名義等変更届」（第9号様式）を速やかにセンターに提出する。

- 3 建築主等は、「確認済証」の交付をセンターから受けた建築物等について、確認申請書に誤記があり、これを訂正する場合は、「誤記訂正届」（第10号様式）をセンターに提出する。
- 4 前各項の届出の提出部数は2部とする。
- 5 第1項及び第2項に規定する「名義等変更届」並びに第3項に規定する「誤記訂正届」は、第49条に規定する「検査済証」の交付後にこれを提出することができない。

（工事取り止めの届け出）

第36条 建築主等は、第29条の規定により「確認済証」の交付を受けた建築物等について、工事を取り止めた場合は、「工事取り止め届」（第11号様式）に確認済証を添えてセンターに提出する。

第3節 国等の建築物等に係る計画の通知の審査

（国等の建築物等に係る計画の通知の審査）

第36条の2 法第18条第4項の計画の通知に係る審査については、第2節の規定（第27条を除く。）

を準用する。この場合において、別表1の上欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

- 2 センターは、法第93条第4項の規定に基づき、法第18条第4項（法第87条第1項又は法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けて、消防長等に対して通知を行う場合には、通知の引受後、遅滞なく「国等の建築物に係る計画の消防長等への通知について」（第4号の2様式）に、建築主から提出された図書及び書類を添えて行う。

第4節 中間検査

（中間検査の申請の引受及び契約）

第37条 建築主等は、中間検査の申請に際し、検査の対象となる工事の終了予定日の1週間前までに、次に掲げる図書及び書類（以下、「中間検査申請関係図書」という。）に確認申請関係図書の副本を添えてセンターに提出する。提出部数は1部とする。

- （1）中間検査申請書（施行規則別記第26号様式）
 - （2）施行規則第4条の8により中間検査を申請する際に必要とされる図書（当該建築物の計画に係る確認に要した図書等を含む）
 - （3）直前の「確認済証」の写し及び当該工事中の建築物等が「中間検査合格証」の交付を受けている場合は直前の当該合格証の写し（ただし、当該申請建築物等の「確認済証」又は「中間検査合格証」の交付者がセンターである場合は提出を要しない。）
 - （4）当該工事中の建築物等に係る制限業種に係る業務を行う企業の一覧
 - （5）軽微な変更説明書（第1号の申請書に軽微な変更の概要が記載されている場合）
- 2 センターは、前項に規定する図書の提出により、中間検査の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

- (1) 申請のあった工事中の建築物等がセンターの指定区分に合致する建築物等であること
 - (2) 工事監理者が当該建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと
 - (4) 中間検査申請書と確認済証の交付を受けた図書の記載内容に相違がないこと
 - (5) 軽微な変更の概要が記載されている場合は、軽微な変更説明書が添付されていること
 - (6) 第22条第2項の規定に該当するものでないこと。
- 3 センターは前項において、中間検査申請関係図書に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、中間検査申請関係図書を建築主等に返却する。
- 4 センターは、第2項により申請を引き受けた場合には、建築主等に「中間検査引受証」（施行規則別記第29号様式）を交付する。この場合、建築主等とセンターは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 5 センターは、建築主等が正当な理由なく業務約款に規定する検査手数料を支払い期日までに支払わない場合には、引き受けた業務を中断し第2項の引き受けを取り消すことができる。
- 6 センターは、前5項の規定に関わらず、確認検査の申請及び通知に係る件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に中間検査を実施することが困難な場合には、中間検査の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第38条 前条第4項の業務約款には、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 建築主等は、センターが中間検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
- (2) 建築主等は、センターの請求があるときは、センターの中間検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なく、かつ、正確にセンターに提供しなければならない旨の規定
- (3) 建築主等が中間検査実施の前に中間検査申請取り下げ届をセンターに提出した場合は、第37条にかかわらず検査を中止し、提出された中間検査申請関係図書を建築主等に返却し、申請手数料は返還しない旨の規定
- (4) 申請手数料の支払い方法に関する規定

(建築主事等への通知)

第39条 センターは、第37条第1項による中間検査の申請を引き受けたときは、「中間検査引受通知書」（施行規則別記30号様式）を建築主事等に通知する。

(中間検査の実施)

第40条 センターは、中間検査を引き受けたときは、検査の対象工事が終了した日から3日以内のあらかじめ定めた中間検査予定日（センター又は建築主等の都合により、中間検査予定日に検査が行なえない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る工事中の建築物等が建築

基準関係規定に適合しているかどうかの検査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。

- 2 軽微な変更説明書が添付されている場合は、その内容を確認し、軽微な変更と認められる場合は、確認審査に要した図書に内容を追加する。
- 3 確認検査員又は副確認検査員は、第26条第2項第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物、同項第1号から第5号までに掲げる者が第2条第9号イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、中間検査の業務を行わない。
- 4 確認検査員又は副確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求める。
- 5 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、中間検査を行わない。
- 6 検査補助者は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、検査の進行、測定等の補佐、映像及び音声の送信等の検査に係る補助的な業務を行い、中間検査を行わない。

(中間検査の結果)

- 第41条 センターは、建築主に対し、前条の検査の結果、申請に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めたときにあっては「中間検査合格証」（施行規則別記第31号様式）を、建築基準法関係規定に適合しないことを認めたときにあっては「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」（施行規則別記第30号の2様式）をそれぞれ交付する。
- 2 前項に規定する「中間検査合格証」又は「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」の交付は、第37条第1項に規定する書類のうち提出があった副本1部を添えて行う。

(中間検査の申請の取り下げ)

- 第42条 建築主等は、建築主等の都合により、「中間検査合格証」又は「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」の交付前に中間検査の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した「中間検査申請取り下げ届」（第12号様式）をセンターに提出する。
- 2 センターは、前項の届出があったときは、中間検査を中止し、提出された中間検査申請関係図書を建築主等に返却する。

(中間検査の記録)

- 第43条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の中間検査における建築基準関係規定ごとの適否、中間検査業務の実施にあたり行った指示、指摘及びこれに対する建築主等の回答、措置等を記録する。

(特定行政庁への報告)

- 第44条 センターは、第41条第1項に定める通知書を交付したときは、当該交付を行った日から7日以内に、「中間検査報告書」（施行規則別記第32号様式）を特定行政庁に報告する。

第5節 国等の建築物等に係る中間検査

(国等の建築物等に係る中間検査)

第44条の2 法第18条第32項の特定工程工事終了の通知に係る検査（以下、本節において「中間検査」という。）については、第4節（第39条を除く。）の規定を準用する。この場合において、別表2の上欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6節 完了検査

(完了検査の申請の引受及び契約)

第45条 建築主等は、完了検査の申請に際し、工事完了予定日の1週間前までに、次の各号に掲げる図書及び書類（以下「完了検査申請関係図書」という。）に確認申請関係図書の副本を添えてセンターに提出する。提出部数は1部とする。

- (1) 完了検査申請書（施行規則別記第19号様式）
- (2) 施行規則第4条により建築主事に完了検査を申請する際に必要とされる図書（当該建築物の計画に係る確認に要した図書等を含む）
- (3) 「確認済証」及び当該建築物等が「中間検査合格証」の交付を受けている場合は、当該合格証の写し（ただし、当該申請建築物等の直前の「確認済証」又は「中間検査合格証」の交付者がセンターである場合は提出を要しない。）
- (4) 当該建築物等に係る制限業種に係る業務を行う企業等の一覧
- (5) 軽微な変更説明書（第1号の申請書に軽微な変更の概要が記載されている場合）
- 2 当該建築物の省エネ適判を行った者、設計住宅性能評価を行った者、建設住宅性能評価を行った者又は長期使用構造等の確認を行った者がセンターであり、建築主等が同意する場合においては、センターが保有する当該建築物の省エネ適判通知書、設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価に係る検査報告書若しくは長期使用構造等確認書又はその写し、及び省エネ適判、設計住宅性能評価書又は長期使用構造等の確認に要した図書及び書類を施行規則第4条に規定する図書及び書類に代えることができる。
- 3 センターは、第1項に規定する書類の提出により、完了検査の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
 - (1) 申請のあった建築物等がセンターの指定区分に合致する建築物等であること
 - (2) 工事監理者が当該建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと
 - (4) 完了検査申請書と確認済証の交付を受けた図書の記載内容に相違がないこと
 - (5) 軽微な変更の概要が記載されている場合は、軽微な変更説明書が添付されていること
 - (6) 第22条第2項の規定に該当するものでないこと
- 4 センターは、第1項の規定において、完了検査申請関係図書に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、完了検査申請関係図書を建築主等に返却する。
- 5 センターは、第3項により申請を引き受けた場合には、建築主等に「完了検査引受証」（施行

規則別記第22号様式)を交付する。この場合、建築主等とセンターは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。

- 6 センターは、建築主等が正当な理由なく業務約款に規定する検査手数料を支払い期日までに支払わない場合には、引き受けた業務を中断し第3項の引き受けを取り消すことができる。
- 7 センターは、前6項の規定に関わらず、確認検査の申請及び通知に係る件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に完了検査を実施することが困難となる場合には、完了検査の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第46条 前条第5項の業務約款には、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 建築主等は、センターが完了検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
- (2) 建築主等は、センターの請求があるときは、センターの完了検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なく、かつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定
- (3) 建築主等が完了検査実施の前に完了検査申請取り下げ届をセンターに提出した場合は、第45条にかかわらず検査を中止し、提出された完了検査申請関係図書を建築主等に返却し、手数料は返還しない旨の規定
- (4) 申請手数料の支払い方法に関する規定

(建築主事等への通知)

第47条 センターは、第45条第1項による完了検査の申請を引き受けたときは、「完了検査引受通知書」(施行規則別記第23号様式)を建築主事等に通知する。

(完了検査の実施)

第48条 センターは、完了検査を引き受けたときは、工事が完了した日又は完了検査の引受けを行った日のいずれか遅い日から7日以内のあらかじめ定めた完了検査予定日(センター又は建築主等の都合により、完了検査予定日に検査を行えない場合は、別に協議して定める日)に、当該申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員又は副確認検査員は、第26条第2項第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物等、同項第1号から第5号までに掲げる者が第2条第9号イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物等について、完了検査の業務を行わない。
- 3 確認検査員又は副確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じて建築主等に説明、作動試験の実施等を求める。
- 4 軽微な変更説明書が添付されている場合は、確認検査員又は副確認検査員はその内容を確認し、軽微な変更と認められる場合は、完了検査申請関係図書に内容を追加する。

- 5 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、完了検査を行わない。
- 6 検査補助者は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、検査の進行、測定等の補佐、映像及び音声の送信等の検査に係る補助的な業務を行い、完了検査を行わない。

(完了検査の結果)

第49条 センターは、建築主に対し、前条の検査の結果、申請に係る建築物等が次の各号の一つに該当するときは、当該各号に定める通知書を交付する。

- (1) 建築基準関係規定に適合することを認めたとき 「検査済証」 (施行規則別記第24号様式)
 - (2) 建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき 「検査済証を交付できない旨の通知書」 (施行規則別記第23号の2様式)
 - (3) 軽微な変更説明書の内容が軽微な変更該当しないとき、申請に係る建築物等の工事が確認等に要した図書及び書類のとおり実施されたものであるかどうかを確かめることができないときその他申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないとき 「検査済証を交付できない旨の通知書」 (施行規則別記第23号の2様式。備考欄に追加説明書の提出を求める旨及び追加説明書の提出期限を記載)
- 2 前条の検査の結果、完了検査申請書に記載されたもの以外に軽微な変更があると認めたときは、軽微な変更説明書の提出を求めて、前項の通知書を交付する。
 - 3 前項に規定する検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付は、第45条第1項に規定する書類のうち提出があった副本1部を添えて行う。

(完了検査時の追加説明書の提出)

第50条 建築主等は、前条第1項第4号によりセンターから「完了検査追加説明書」 (第13号様式) の提出を求められた場合は、定められた期限内に次の各号に掲げる図書を提出するものとする。

- (1) 完了検査追加説明書の提出部数は2部
 - (2) 完了検査追加説明書の内容に対応する建築計画概要書
- 2 前項に基づき建築主等から提出された追加説明書を申請書等の一部として審査又は検査を実施した結果、建築基準関係規定に適合することを認めたときにあっては、「検査済証」 (施行規則別記第24号様式) を、建築基準関係規定に適合すると認められないとき又はセンターの指定する期限内に追加説明書の提出がないなど正当な理由があるときは「検査済証を交付できない旨の通知書」 (施行規則別記第23号の2様式) をそれぞれ交付する。
 - 3 「検査済証」を交付した旨を特定行政庁に報告する場合は、第1項第2号の図書を添付する。

(完了検査の申請の取り下げ)

第51条 建築主等は、建築主等の都合により、「検査済証」又は「検査済証を交付できない旨の通知」の交付前に完了検査の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した「完了検査申請取り下げ届」 (第12号様式) をセンターに提出する。

- 2 センターは、前項の申請があったときは、完了検査を中止し、提出された完了検査申請関係図

書を建築主等に返却する。

(完了検査の記録)

第52条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の完了検査における建築基準関係規定ごとの適否、完了検査業務の実施にあたり行った指示、指摘及びこれに対する建築主等の回答、措置等を記録する。

(特定行政庁への報告)

第53条 センターは、第49条第1項各号及び第50条第2項による「検査済証」又は「検査済証を交付できない旨の通知書」を交付したときは、当該交付を行った日から7日以内に、「完了検査報告書」（施行規則別記第25号様式）を特定行政庁に報告する。

第7節 国等の建築物等に係る完了検査

(国等の建築物等に係る完了検査)

第53条の2 法第18条第23項の工事完了の通知に係る検査(以下、本節において「完了検査」という。)については、第6節(第47条を除く。)の規定を準用する。この場合において、別表3の上欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8節 仮使用認定

(仮使用認定の申請、受付、引き受け及び契約)

第53条の3 建築主等は、仮使用認定の申請に際し、次の各号に掲げる図書及び書類(以下「仮使用認定申請関係図書」という。)に、確認申請関係図書又は計画通知関係図書の副本を添えてセンターに提出する。提出部数は、正本2部、副本1部とする。

- (1) 仮使用認定申請書(施行規則別記第34号様式。国等の建築物等の場合にあつては施行規則別記第42号の21様式)
 - (2) 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る直前の「確認済証」の写し
 - (3) 当該工事中の建築物等が「中間検査合格証」の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
 - (4) 当該建築物等に係る制限業種に係る業務を行う企業等の一覧
- 2 当該工事中の建築物等の計画に係る確認又は審査を行った者がセンターである場合においては、建築主等は、前項の確認申請関係図書又は計画通知関係図書の副本及び同項第2号に規定する書面の提出を要しない。
 - 3 当該工事中の建築物等の「中間検査合格証」の交付を行った者がセンターである場合においては、建築主等は、第1項第3号に規定する書面の提出を要しない。
 - 4 センターは、第1項の申請があつたときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
 - (1) 申請のあった工事中の建築物等がセンターの指定区分に合致する建築物等であること。
 - (2) 工事監理者が当該建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していない

こと。

- (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- (4) 第22条第2項の規定に該当するものでないこと。
- 5 センターは、前項の規定において、仮使用認定申請関係図書に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、仮使用認定申請関係図書を建築主等に返却する。
- 6 センターは、第4項により申請を引き受けた場合には、建築主等に「仮使用認定引受承諾書」を交付する。この場合、建築主等とセンターは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとす。
- 7 センターは、建築主等が、正当な理由なく業務約款に規定する仮使用認定手数料を支払い期日までに支払わない場合には、引き受けた業務を中断し第4項の引き受けを取り消すことができる。
- 8 センターは、前7項の規定にかかわらず、確認検査の申請及び通知に係る件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に仮使用認定を実施することが困難な場合には、仮使用認定の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第53条の4 前条第6項の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主等は、センターが仮使用認定の業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
- (2) 建築主等は、センターの請求があるときは、センターの仮使用認定の業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定
- (3) 建築主等が仮使用認定の実施の前に仮使用認定申請取り下げ届をセンターに提出した場合は、第53条の3の規定にかかわらず仮使用認定の業務を中止し、提出された仮使用認定申請関係図書を建築主等に返却し、手数料は返還しない旨の規定
- (4) 申請手数料の支払い方法に関する規定

(仮使用認定の実施)

第53条の5 センターは、仮使用認定の申請を引き受けたのち速やかに、申請に係る計画が建築基準法第7条の6第1項第2号の国土交通大臣が定める基準等を定める件（平成27年国土交通省告示第247号。以下「基準告示」という。）第1に定める基準に適合しているかどうかの審査を確認検査員又は副確認検査員に実施させるとともに、あらかじめ定めた仮使用認定の検査予定日（センター又は建築主の都合により、仮使用認定の検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る建築物等が基準告示第1に定める基準に適合するかどうかの検査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員又は副確認検査員は、第26条第2項第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物等、同項第1号から第5号までに掲げる者が第2条第9号イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及

ばすおそれがある者が関与する建築物等について、仮使用認定の業務を行わない。

- 3 確認検査員又は副確認検査員は、マニュアルに基づき、仮使用認定申請関係図書及び必要に応じて求める建築主等の説明等をもって第1項の審査を行い、目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により第1項の検査を行う。
- 4 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査又は検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、仮使用認定を行わない。
- 5 検査補助者は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、検査の進行、測定等の補佐、映像及び音声の送信等の検査に係る補助的な業務を行い、仮使用認定を行わない。

(消防長等への照会)

第53条の6 センターは、前条第1項の審査又は検査の際、基準告示第1に定める基準のうち消防法第9条、第9条の2、第15条及び第17条に適合するかどうかを消防長等に照会する場合には、「仮使用認定の審査及び検査に伴う消防長等への照会について」(第15号様式)に建築主等から提出された書類及び図書を添えて行う。

(仮使用認定の結果)

- 第53条の7 センターは、建築主等に対し、第53条の5の検査の結果、申請に係る建築物等が、基準告示第1に定める基準に適合することを認めたときにあっては「仮使用認定通知書」(施行規則別記第35号の3様式。国等の建築物等の場合にあっては施行規則別記第42号の23の2様式)を、基準告示第1に定める基準に適合しないと認めるときにあっては「基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書」を、それぞれ交付する。
- 2 第1項に規定する「仮使用認定通知書」又は「基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書」の交付は、第53条の3第1項に規定する書類のうち副本1部を添えて行う。

(特定行政庁への仮使用認定報告書の提出)

第53条の8 センターは、「仮使用認定通知書」を交付したときは、法第7条の6第3項及び法第18条第39項の規定の規定に基づき、当該交付を行った日から7日以内に「仮使用認定報告書」(施行規則別記第35号の4様式。国等の建築物等の場合にあっては施行規則別記第42号の23の3様式)により特定行政庁に報告する。

(仮使用認定の申請の取下げ)

- 第53条の9 建築主等は、建築主等の都合により、「仮使用認定通知書」又は「基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書」の交付前に仮使用認定の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した「仮使用認定申請取下げ届」(第17号様式)をセンターに提出する。
- 2 センターは、前項の届出があったときは、仮使用認定を中止し、提出された仮使用認定申請関係図書を建築主等に返却する。

(仮使用認定の記録)

第53条の10 確認検査員等は、申請のあった工事中の建築物等の仮使用認定における基準告示第1

に定める基準ごとの適否、仮使用認定業務の実施に当たり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録するものとする。

第4章 確認検査手数料等

(確認検査手数料の設定)

第54条 センターは、確認検査の業務の実施にかかる手数料（以下「確認検査手数料」という。）を確認検査手数料規程に定める。

- 2 建築主が災害救助法等の適用を受けた災害等の被災者等に該当する場合は、手数料を減免することができる。
- 3 センターは、建築物等の確認検査等が計画的又は効率的に実施できる場合等にあつては、実費を勘案して手数料を減額することができる。
- 4 手数料の増額又は減額を行う場合には、建築主等にその理由と時期をあらかじめ周知する。

(確認検査手数料の収納)

第55条 建築主等は、業務約款に基づき確認検査手数料を現金又は銀行振込みにより納入するものとする。

- 2 前項の払込に要する費用は建築主等の負担とする。
- 3 建築主等は、センターと契約前に協議して、第1項と異なる支払期日及び支払い方法を定めることができる。
- 4 建築主等が法第18条の国の機関の長等である場合は、前3項の規定にかかわらず、センターと当該機関との協議によって確認検査手数料の支払期日及び支払い方法を定めることができる。

(確認検査手数料の返還)

第56条 収納した確認検査手数料は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により確認検査の業務が実施できなかった場合には、建築主等に返還する。

第5章 確認検査業務の監視、改善方法

(苦情等の事務処理)

第57条 センターは、確認検査の業務について当該業務の申請者、通知者又は当該業務の他の当事者から受けた業務に関する苦情に適切に対処する。

- 2 センターは、法第94条第1項に規定する審査請求又は損害賠償請求が行われた場合において、これに適切に対処する。
- 3 前2項の苦情、審査請求、損害賠償請求及びこれらに対してセンターがとった処置は、遅滞なく記録する。

(内部監査)

第58条 理事長は、確認検査業務管理責任者以外の役員から監査員を任命し、適正な確認検査業務管理体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年1回、監査員に内部監査を実施させる。

- 2 前項の場合において、内部監査の目的に照らして適切な者等による補助を妨げない。
- 3 第1項の内部監査においては次に掲げる事項を審査する。
 - (1) 法、これに基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、指針、その他関係法令への適合状況
 - (2) この規程への適合状況
 - (3) 第3条第2項に規定する確認検査の業務実施の基本方針への適合状況
 - (4) 確認検査業務管理体制の状況
 - (5) この規程の内容の見直しの必要性
- 4 確認検査業務管理責任者は、発見された不具合及びその原因を排除するための処置を講ずる。監査員はとられた処置の検証及び検証結果について確認検査業務管理責任者に報告する。

(不適格案件の管理)

第59条 センターは、不適格案件（建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを決定できない案件について、誤って「確認済証」、「中間検査合格証」、「検査済証」又は「仮使用認定通知書」を交付したものをいい、法第6条の2第6項、法第7条の6第4項、法第18条第19項又は法第18条第40項に規定する通知を受けた案件を含む。以下同じ。）が発生した場合について適切な処理を確実に実施する。

- 2 センターは、「確認済証」、「中間検査合格証」、「検査済証」又は「仮使用認定通知書」を交付したあとに不適格案件であることが確認されたときは、速やかに建築主等及び特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとる。
- 3 確認検査業務管理責任者は、不適格案件について、案件の概要、不適格の内容、とられた措置の内容等に関して、記録する。

(再発防止措置)

第60条 確認検査業務管理責任者は、不適格案件の発生その他により確認検査業務管理体制に不適切な内容が発見されたときには、不適格案件の再発防止等のため、不適格案件発生の原因を除去するための処置（以下「再発防止措置」という。）をとる。再発防止措置は、発見された不適格案件の影響に見合ったものとする。

- 2 確認検査業務管理責任者は、再発防止措置に関する以下の事項を行う。
 - (1) 不適格案件の内容確認
 - (2) 不適格案件発生の原因の特定
 - (3) 不適格案件が再発しないことを確実にするための処置の必要性の評価
 - (4) 必要な措置の決定及び実施
 - (5) 実施した処置の結果の記録
 - (6) 是正処置において実施した活動の評価

第6章 電子申請等の実施に関し必要な事項

(電子申請)

第61条 建築主等は、次に掲げる申請又は通知について、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子申請にて行うことができる。

- (1) 第24条第1項(第31条において準用する場合を含む。)の確認又は第36条の2の通知
 - (2) 第37条第1項又は第44条の2の中間検査
 - (3) 第45条第1項又は第53条の2の完了検査
 - (4) 第53条の3第1項の仮使用認定の申請
- 2 前項第1号の規定により電子申請が行われた場合において、第27条第1項の消防長等の同意を求める場合又は第36条の2第2項の規定により通知を行う場合は、センターは、建築主等から提出された電磁的記録を紙面に印刷し、これを添えて行う。ただし、あらかじめセンターと消防長等が協議した上で、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる場合には、この限りではない。
- 3 第1項第1号及び第4号の規定により電子申請が行われた場合において、センターは、第27条第2項の消防長等に対して通知を行う場合、第28条第2項の保健所長に対して通知を行う場合(第36条の2の規定により準用する場合を含む。)及び第53条の6第1項の消防長等に対して照会を行う場合は、消防長等及び保健所長の求めに応じて、建築主から提出された電磁的記録を紙面に印刷し、これを添えて行う。ただし、あらかじめセンターと消防長等又は保健所長が協議した上で、電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、この限りではない。
- 4 第1項の規定により行われた同項各号の電子申請に対して、それぞれ第24条第4項、第37条第3項、第45条第4項(それぞれ第36条の2、第44条の2及び第53条の2の規定により準用する場合を含む。)及び第53条の3第5項の規定により引き受けできない場合において、センターは、建築主から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、返却に代えることができる。
- 5 第1項の規定により行われた同項各号の電子申請に対して、それぞれ第30条第1項、第42条第1項、第51条第1項(それぞれ第36条の2、第44条の2及び第53条の2の規定により準用する場合を含む。)及び第53条の9第1項の取り下げ届を提出する場合は、建築主等はあらかじめセンターと協議した上でセンターの指定する方法で、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。この場合において、センターは、建築主から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、それぞれ第30条第2項、第42条第2項、第51条第2項(それぞれ第36条の2、第44条の2及び第53条の2の規定により準用する場合を含む。)及び第53条の9第2項に規定する返却に代えることができる。
- 6 第1項の規定により行われた同項各号の電子申請に対して、それぞれ第32条第1項の「軽微な変更説明書」、第35条第1項及び同条第2項の「名義等変更届」、同条第3項の「誤記訂正届」並びに第50条第1項の「完了検査追加説明書」を提出する場合(それぞれ第36条の2、第44条の2及び第53条の2の規定により準用する場合を含む。)は、建築主等はあらかじめセンターと協議した上でセンターの指定する方法で、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
- 7 法令等の規定により署名等を行うことが規定されているものを第1項、第2項、第3項、第5

項及び前項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、次に掲げる措置により代えることができる。

- (1) 申請又は通知データに電子署名（当該電子署名を行った日に有効であることが検証できるものに限る。以下同じ。）を行い、そのデータを当該電子署名に係る電子証明書とともに送信する措置
- (2) 申請又は通知データに申請者の氏名又は名称を記録する措置
- 8 電子情報処理組織による申請、通知又は届出があった場合、申請、通知又は届出に係る電磁的記録がセンターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録がされた時にセンターに到達したものとみなす。
- 9 申請、通知又は届出に係る電磁的記録がセンターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録ができる時間は、24時間365日とする。ただし、センターの使用に係る電子計算機が保守等により記録ができない時間を除く。
- 10 電子情報処理組織により申請、通知又は届出若しくは説明書の提出が行われた場合においては、当該電磁的記録の提出をもって、書面で申請、通知又は届出する場合に必要とする部数の提出があったものとみなす。
- 11 電子申請を実施する場合には、第25条、第38条、第46条又は第53条の4の業務約款に少なくとも次の事項を盛り込むこととする。
 - (1) 電子申請に係る電磁的記録が到達した時間に応じた確認検査の業務の開始に関する規定
 - (2) 電子申請に係る業務を行う事務所に係る規定

（電子交付等）

第61条の2 センターは、前条第1項の申請において、次の各号に掲げるいずれかの方式により建築主が電子交付を受ける旨の表示をする場合に、法令の規定に基づき交付する処分通知等について、あらかじめ建築主と協議した上でセンターが指定する方法で、電子交付を行うことができる。

- (1) 処分通知等を受けるための識別番号及び暗証番号の入力等による電子情報処理組織への接続
- (2) 建築主がセンターに対して、電子交付を受けることを希望する旨を、電子情報処理組織を使用する方法又は書面により通知すること
- 2 法令の規定により署名等をすることが規定されているものについて電子交付を行う場合には、当該署名等については、次の各号に掲げるいずれかの措置により代えることができる。
 - (1) 処分通知等のデータに電子署名を行い、そのデータをセンターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置
 - (2) 処分通知等のデータに処分番号、処分日、処分者の氏名又は名称等を記録する措置
- 3 センターは、法令の規定によらない書面等の交付について、あらかじめ建築主等と協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。
- 4 電子情報処理組織を使用して行う第1項又は前項の交付（以下「電子交付等」という。）において電子署名を行う場合には、第25条、第38条、第46条又は第53条の4の業務約款に少なくとも当該電子署名の有効性が確認できる期間及びその期間の延長についての必要事項に関する規定を盛り込むこととする。

(電子申請に係る電磁的記録の保存)

第61条の3 センターは、第61条第1項第1号から第4号により申請された電磁的記録を第12条に基づき保存する場合においては、当該電磁的記録がそれぞれ第29条第1項(第36条の2の規定により準用する場合を含む。)による「確認済証」、第41条第1項(第44条の2の規定により準用する場合を含む。)の「中間検査合格証」、第49条第1項(第53条の2の規定により準用する場合を含む。)による「検査済証」及び第53条の7第1項による「仮使用認定通知書」を交付した日と同じ状態にあることを第12条に定める保存期間内を通じて確認することができる状態で保存するものとし、滅失を防止する対策を講じなければならない。

(電子情報処理組織による業務の実施)

第62条 センターは、電子情報処理組織による業務の実施方法等に係る措置について別に定める。

(電子署名及び電子証明書)

第63条 第61条第7項第1号に規定する電子証明書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
 - (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する電子証明書
 - (3) 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示(平成15年国土交通省告示第240号。以下「告示」という。)第3条第1号に規定する電子証明書
 - (4) 告示第3条第2号の規定に基づきセンターが指定する電子証明書
- 2 センターは、前項に定める電子証明書の仕様、取得方法及び使用方法並びに電子申請に係るその他必要事項を別に定めるものとし、これをあらかじめ建築主に周知するものとする。

(確認検査の業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め)

第64条 センターは、第61条第1項による電子申請を行わせる場合、第11条に規定する定めとともに、確認検査の業務に関する電磁的記録の管理について別に定めるものとする。

(電子情報管理者の設置)

第65条 センターは、電子情報処理組織にて業務を行う場合、電子情報の保護管理の責任者として、電子情報管理者1名を置く。

(情報セキュリティ責任者の設置)

第66条 センターは、電子情報処理組織にて業務を行う場合、情報セキュリティ対策の責任者として、情報セキュリティ責任者1名を置く。

第7章 その他確認検査の業務の実施に関し必要な事項

（書類の備置及び閲覧）

第67条 センターは、法第77条の29の2に基づく書類の閲覧の求めに適切に対応するために、必要な設備及び体制を整備する。

- 2 閲覧させる書類は、法第77条の29の2各号に掲げるものとする。
- 3 理事長は、前2項に定めるもののほか、第1項の閲覧に関する事項を別に定め、確認検査の業務を行う事務所における備付けその他の適当な方法により公開する。
- 4 センターは、当該事業年度の前事業年度から起算して、別途、賠償責任保険の特約条項に定められた期間内において行った確認検査の業務に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては、その内容を明示する。

（リモートによる検査）

第67条の2 次に掲げる検査については、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、リモート検査とすることができる。

- （1）第40条（第44条の2の規定により準用する場合を含む。）の中間検査
- （2）第48条（第53条の2の規定により準用する場合を含む。）の完了検査
- （3）第53条の5の仮使用認定の検査
- 2 検査補助者は、その職務の執行に当たって厳正かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
- 3 検査補助者は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 4 リモート検査を実施する場合には、第38条、第46条又は第53条の4の業務約款に少なくとも次の事項を盛り込むこととする。
 - （1）リモート検査の適用範囲に関する規定
 - （2）検査体制、書類検査の方法、検査補助者の安全対策、検査を中断したときの対応並びに検査の映像・音声の記録及び保存に関する規定
 - （3）建築主等は、センターがリモート検査を行う際に、検査補助者が、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、検査を補佐することができるように協力しなければならない旨の規定
 - （4）リモート検査の方法についてはセンターと別途協議できる旨の規定
 - （5）リモート検査に係る業務を行う事務所に関する規定

（事前相談）

第68条 センターに確認、審査、中間検査、完了検査及び仮使用認定を申請又は通知をしようとする建築主等は、申請又は通知に先立ち、センターに事前に相談することができる。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第69条 センターは、電子申請の受付、電子交付等、電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的

記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講じ、その処置について別に定める。

(業務区域等の掲示)

第70条 センターは、指定の番号、指定の有効期間、名称、代表者の氏名、住所、電話番号、建築物等の認可指定区分及び業務区域を公衆の見やすい場所に掲示「業務区域等の掲示」（指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令別記第9号様式）する。

(秘密の保持)

第71条 役員及び職員並びにこれらの者であった者は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。ただし、建築主等が公表を承諾したものについては、この限りでない。

(図書が円滑に引き継ぎされるための措置)

第72条 センターは、確認検査の業務の全部を廃止しようとするときは、法第77条の34第1項の規定に基づく届出の前に、次に掲げる措置を行う。

- (1) 指定機関省令第31条第1項の規定により引き継ぐべきすべての書類の存否を確認すること。
 - (2) 特定行政庁ごとに、前号に規定する書類を分類し、保存すること。
 - (3) 特定行政庁ごとに、第1号に規定する書類の一覧表を作成し、当該特定行政庁に提出すること。
 - (4) 第1号に規定する書類の特定行政庁別の件数及び存否状況並びに第2号の分類及び保存が完了したことを、福島県知事に報告する。なお、紛失があった場合は福島県知事の指示に従い、書類の回復に代わる措置（建築主等所有の副本の複写等）を講じること。
- 2 前項に定めるもののほか、センターは、指定機関省令第31条第1項の規定に基づく書類の引継ぎを行うこととなった場合に、円滑に引渡しを行うことができるよう、あらかじめ必要な措置を講じる。

附則

- 1 この規程は、平成17年9月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に、平成12年4月1日及び平成14年4月1日施行のセンター確認検査業務規程に基づき、建築主等が行った確認検査申込等の手続き及びセンターが行った確認検査業務は、この規定に基づき行った諸手続き又は確認検査業務とみなす。

附則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年6月20日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附則

この規程は、一般財団法人の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附則

この規程は、福島県知事の認可の日（平成27年6月1日）から施行する。

附則

この規程は、福島県知事の認可の日（平成30年5月18日）から施行する。

附則

この規程は、福島県知事の認可の日（令和元年7月30日）から施行する。

附則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、福島県知事の認可の日（令和4年6月29日）又は令和4年7月1日のいずれか遅い日から施行する。

附則

この規程は、福島県知事の認可の日（令和5年5月18日）又は令和5年6月1日のいずれか遅い日から施行する。

附則

- 1 この規程は、福島県知事の認可の日（令和6年5月23日）又は令和6年6月1日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にされている規程第24条第1項の確認審査の申請に係る現地調査票（第1号様式）については、なお従前の例による。
- 3 この規程施行後の第35条第1項及び同条第2項の名義等変更届（第9号様式）の様式については、令和6年8月31日までの間は、従前の様式を用いることができるものとする。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和7年9月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にされている規程第24条第1項の確認審査の申請に係る現地調査票（第1号様式）については、なお従前の例による。

別表 1

第24条第1項、第26条第1項、第28条第1項、第30条第1項及び第35条第2項	確認の申請	計画の通知
第24条第1項	消防長等同意	消防長等通知
第24条第1項、同条第4項、第26条第3項、第30条第2項及び第31条第2項	確認申請関係図書	計画通知関係図書
第24条第1項	法第93条により消防長等同意を必要とするもの	法第93条第4項により消防長等に通知を必要とするもの
第24条第1項、第31条第1項及び第35条第3項	確認申請書	計画通知書
第24条第1項	別記第2号様式 別記第8号様式 別記第10号様式 別記第11号様式	別記第42号様式 別記第42号の7の2様式 別記第42号の9の2様式 別記第42号の10の2様式
第24条第3項、同条第5項、第25条第1項、第26条第5項、同条第7項、第29条第1項及び第33条	申請	通知
第24条第5項及び第6項	確認引受承諾書（第2号様式）	計画通知引受承諾書（第2号の2様式）
第24条第7項、第25条第1項、第26条第2項、同条第7項、第29条第2項、第31条第1項、同条第2項及び第33条	確認	審査
第25条第1項	法第6条の3第1項	法第18条第5項
第25条第1項	法第6条の3第5項	法第18条第9項
第26条第1項	当該申請	当該通知
第26条第4項	法第6条の3第7項	法第18条第11項
第26条第4項	施行規則第3条の12	施行規則第3条の12（施行規則第8条の2の2第1項において準用する場合を含む。）
第26条第4項第1号	施行規則第3条の8	施行規則第8条の2
第26条第4項第1号	施行規則第3条の10	施行規則第8条の2の2第1項
第26条第4項第2号	施行規則第3条の3第1項	施行規則第8条の2の2第1項
第29条第1項	第26条	第36条の2の規定により読み替えて適用される第26条
第29条第1項	別記第15号様式 別記第15号の2様式 別記第15号の3様式	別記第43号の3の2様式 別記第42号の6の2様式 別記第42号の6の3様式
第29条第2項	第24条第1項	第36条の2の規定により読み替えて適用される第24条第1項
第30条第1項	「確認申請取り下げ届」（第7号様式）	「計画通知取り下げ届」（第7号の2様式）
第31条第1項	当該確認	当該審査
第31条第1項	確認の申請	通知
第31条第1項	第24条から前条	第36条の2の規定により読み替えて適用される第24条から前条
第31条第1項	第24条第1項第1号	第36条の2の規定により

		読み替えて適用される第24条第1項第1号
第31条第1項及び同条第2項	計画変更確認申請書	計画変更通知書
第31条第1項	別記第4号様式 別記第9号様式 別記第13号様式 別記第14号様式	別記第42号の2様式 別記第42号の8様式 別記第42号の11様式 別記第42号の12様式
第31条第2項	計画変更確認申請関係図書	計画変更通知関係図書
第34条第1項	第29条第1項	第36条の2の規定により読み替えて適用される第29条第1項
第34条第2項	第36条第1項	第36条の2の規定により読み替えて適用される第36条第1項
第36条	第29条	第36条の2の規定により読み替えて適用される第29条

別表 2

第37条第1項、同条第2項、同条第4項、第38条第1項、同条第2項、第40条第5項、第41条第1項、第42条第1項及び第43条第1項	申請	通知
第37条第1項、同条第3項、第38条第1項及び第42条第2項	中間検査申請関係図書	特定工程工事終了通知関係図書
第37条第1項	確認申請関係図書	計画通知関係図書
第37条第1項及び同条第2項	中間検査申請書	特定工程工事終了通知書
第37条第1項	施行規則別記第26号様式	施行規則別記第42号の17様式
第37条第1項	施行規則第4条の8	施行規則第4条の8（施行規則第8条の2の2第1項において準用する場合を含む。）
第37条第1項	確認	審査
第37条第1項	当該申請建築物等	当該通知建築物等
第37条第1項	申請書	通知書
第37条第4項	施行規則別記第29号様式	施行規則別記第42号の17の2様式
第38条第1項、同条第3項及び第40条第1項	当該申請	当該通知
第38条第1項及び第42条第1項	中間検査申請取り下げ届	特定工程工事終了通知取り下げ届
第41条第1項	施行規則別記第31号様式	施行規則別記第42号の19の2様式
第41条第1項	施行規則別記第30号の2様式	施行規則別記第42号の18の2様式
第41条第2項	第37条第1項	第44条の2の規定により読み替えて適用される第37条第1項
第42条	「中間検査申請取り下げ届」（第12号様式）	「特定工程工事終了通知取り下げ届」（第12号の2様式）

第44条	第41条第1項	第44条の2の規定により読み替えて適用される第41条第1項
第44条	施行規則別記第32号様式	施行規則別記第42号の19の3様式

別表 3

第45条第1項、同条第3項、同条第5項、第46条第1項、第48条第5項、第49条第1項、第52条第1項及び同条第2項	申請	通知
第45条第1項、同条第4項、第46条第1項、第48条第4項及び第51条第2項	完了検査申請関係図書	工事完了通知関係図書
第45条第1項	確認申請関係図書	計画通知関係図書
第45条第1項、同条第3項及び第49条第2項	完了検査申請書	工事完了通知書
第45条第1項	施行規則別記第19号様式	施行規則別記第42号の13の2様式
第45条第1項及び同条第2項	施行規則第4条	施行規則第4条（施行規則第8条の2の2第1項において準用する場合を含む。）
第45条第1項	確認	審査
第45条第1項	当該申請建築物等	当該通知建築物等
第45条第1項	申請書	通知書
第45条第5項	施行規則別記第22号様式	施行規則別記第42号の14様式
第46条第1項及び第48条第1項	当該申請	当該通知
第46条第1項及び第51条第1項	完了検査申請取り下げ届	工事完了通知取り下げ届
第49条第1項及び第50条第2項	施行規則別記第24号様式	施行規則別記第42号の16の2様式
第49条第1項及び第50条第2項	施行規則別記第23号の2様式	施行規則別記第42号の15の2様式
第49条第3項	第45条第1項	第53条の2の規定により読み替えて適用される第45条第1項
第50条第2項	申請書等	通知書等
第51条第1項	「完了検査申請取り下げ届」（第12号様式）	「工事完了通知取り下げ届」（第12号の2様式）
第53条	第49条第1項各号及び第50条第2項	第53条の2の規定により読み替えて適用される第49条第1項各号及び第50条第2項
第53条	施行規則別記第25号様式	施行規則別記第42号の16の3様式

現 地 調 査 票

設計を行うに当たり建築士法第18条第1項の規定に従って下記事項を調査いたしました。この調査票に記載の事項は事実と相違ありません。

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 様

調査を行った設計者 _____

建築主等 _____ 建築場所 _____

1 計画建築物等の用途（該当する箇所の ☐ に ☒ を記入してください。）

主要用途 ☐ 建築物 ☐ 工作物（建築基準法第88条第2項で指定するもの）

2 敷地に接する道路関係（建築物の場合のみ記載）

①道路関係（②③にも該当する場合は、②③の ☐ 内に ☒ を記入してください。）

	道路区分	幅員	法第42条の該当項号	指定番号	指定(協議)年月日
(1)		m		号	. .
(2)		m		号	. .
(3)		m		号	. .

②法42条第2項、第3項道路の場合：指定等の確認を（☐ 特定行政庁 ☐ 市町村）で ☐ 行いました

③法42条第2項道路の場合：市町村の後退用地指導要綱等の手続き ☐ 必要→☐ 手続済 ☐ 不要

※・道路区分欄には、国道、県道、市道、町道、村道等の区分を記入してください。
・法第42条の該当項号欄には同条第1項の第1号から5号、2項、又は3項の該当項号を記入してください。
・法第42条第1項第5号の道路の場合は、指定番号及び指定年月日を記入してください。
・法第42条第2項道路の場合は、指定（協議）年月日欄に市町村と③の協議をした年月日を記入してください。

3 地域・地区関係

- ① 都市計画 ☐ (1) 都市計画区域内：☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 区域区分未設定区域
☐ (2) 準都市計画区域内
☐ (3) 都市計画区域外：☐ 景観法第74条・準景観地区
☐ 建築基準法第6条第1項の知事指定区域

②用途地域、建ぺい率、容積率等

用途地域	基 準 建ぺい率	基 準 容積率	外 壁 後退距離	高さの 限 度	最 低 敷地面積
☐ 第1種低層住居専用地域	%	%	m	m	m ²
☐ 第2種低層住居専用地域	%	%	m	m	m ²
☐ 第1種中高層住居専用地域	%	%	建築制限がある場合 ・制限の根拠 () ・準用用途地域 () ・建ぺい率 (%) ・容積率 (%) ・外壁後退距離 (m)		
☐ 第2種中高層住居専用地域	%	%			
☐ 第1種住居地域	%	%			
☐ 第2種住居地域	%	%			
☐ 準住居地域	%	%			
☐ 近隣商業地域	%	%			
☐ 商業地域	%	%			
☐ 準工業地域	%	%			
☐ 工業地域	%	%			
☐ 工業専用地域	%	%			
☐ 指定なし	%	%			

③ 防火地域等 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 法22条地域

④ ☐ 地区計画区域 ⑨ ☐ 建築協定区域

⑤ ☐ 災害危険区域 ⑩ ☐ 高度利用地区

⑥ ☐ 下水道処理区域 ⑪ ☐ 土砂災害警戒区域／☐ 土砂災害特別警戒区域

⑦ ☐ 土地区画整理区域

⑧ ☐ その他の地域地区 ()

※・各欄について、該当する箇所の ☐ 内に ☒ を、その欄の基準の建ぺい率、容積率等を記入してください。
・第1種、第2種低層住居専用地域に該当する場合、外壁後退距離、最低敷地面積、高さの限度を記入してください。

4 都市計画法関係（該当の有無に√を付け、有の場合は該当する箇所の口内に√を記入してください。）

都市計画法の適用 ☐有、 ☐無

- | | |
|---|--|
| ① ☐ 都市計画法施行規則第60条の適合証明 | ⑤ ☐ 開発許可区域内の建築制限（第42条） |
| ② ☐ 開発行為の許可（第29条） | ⑥ ☐ 市街化調整区域内の建築許可（第43条） |
| ③ ☐ 開発許可の変更許可（第35条の2） | ⑦ ☐ 都市施設区域内の建築許可（第53条） |
| ④ ☐ 無指定の建築制限（第41条） | ⑧ ☐ 行政担当課の合議等による承認等 |

5 宅地造成及び特定盛土等規制法関係（どちらかの区域に√を付け、許可要否に√を記入してください。）

- | | | | |
|---------------|-------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| ① 宅地造成等工事規制区域 | ☐ 区域内（法第12条の | ☐ 許可必要 | ☐ 許可不要 |
| ② 特定盛土等規制区域 | ☐ 区域内（法第30条の | ☐ 許可必要 | ☐ 許可不要 |

6 その他

上記の2～5のほかに申請建築物等について許可・届出がある場合は次に記入してください。

--

7 上記の2～6について確認、相談・打ち合わせ等を行った市町村の担当課名・担当者名等

この調査票の事項	年 月 日	市町村等	担当課・担当者名等
2 道路関係 (建築物の場合のみ記載)			
3 地域・地区関係			
4 都市計画法関係			
5 宅地造成及び特定盛土等規制法関係			
6 その他			

※ 現地調査票の作成に当たり、確認、相談、打合せ等を行った年月日、市町村等の担当課名・担当者名等を必ず記入してください。なお、市町村によって、対応・取扱いが異なりますので、必ずご確認願います。

現地調査及び確認審査申込の留意事項

- 1 現地調査票作成にあたっては、必ず申請敷地のある市町村等の担当窓口と相談・打ち合せ・確認等をお願いします。
- 2 敷地に接する道路は、必ず市町村建築担当窓口で道路の状況を確認し、建築基準法第42条第2項・3項に該当する場合は、みなし道路境界線が確定してから申請をお願いします。
- 3 敷地に道・水路等の国有地がある場合は特定行政庁と必ず協議して下さい。
- 4 建築基準法第43条第2項第一号認定、第二号許可の場合は、その認定書、許可書を確認申請書に添付してください。
- 5 敷地が地区計画区域内にある場合は、市町村より適合する旨の証明書の交付を受けて確認申請書に添付してください。
- 6 次の場合には、都市計画担当部局から都市計画法施行規則第60条の規定に基づく適合証明等を受け、確認申請書に添付してください。
 - ① 市街化区域内で敷地面積が1,000㎡以上の場合
 - ② 市街化調整区域の場合
 - ③ 都市計画区域内（①・②を除く）で敷地面積が3,000㎡以上の場合
 - ④ 都市計画区域外で敷地面積が10,000㎡以上の場合
- 7 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第3条に該当する土地の区画形質の変更がない場合は、配置図にその旨、(例)「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第3条に該当する土地の区画形質の変更がない。」などと記載してください。なお、同法の許可が必要な場合は、許可書（変更許可書を含む。）を確認申請書に添付してください。

その他建築物又は敷地に関する関係法令等

建築物等を建築する場合は、建築基準関係規定の他に、次に掲げる法律、要綱等により手続き等が必要になる場合があります。法令に該当する場合は手続きが必要です。

- | | |
|--------------------------|-----------------------------|
| 1 都市計画法、土地区画整理法、道路法、河川法 | 6 屋外広告物法・屋外広告物条例 |
| 2 都市計画法第58条の風致地区内の建築等の規制 | 7 自然公園法、福島県等の景観条例 |
| 3 市町村の中高層建築物等に関する指導要綱 | 8 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律 |
| 4 ハートビル法、人にやさしいまちづくり条例 | 9 農地法第4条及び第5条による農地転用の許可又は届出 |
| 5 建築協定 | 10 その他 |

確認引受承諾書
計画変更確認引受承諾書

年 月 日

様

福島県福島市五月町4番25号
一般財団法人ふくしま建築住宅センター
理事長 印

建築基準法の確認審査について、下記のとおり引き受けました。

記

1 引受番号	第 号	
2 引受確認審査	☐ 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認 ☐ 建築基準法第6条の2第1項の規定による計画変更	
3 建築物等の区分	☐ 建築物 ☐ 昇降機 ☐ 工作物 ☐ 建築設備（昇降機以外）	
4 建築場所、設置場所 又は築造場所の 地名地番		
5 計画を変更する 建築物の直前の確認 （計画変更申請の場合 に記載）	確認済証番号	
	確認済証交付年月日	
	確認済証交付者	
6 確認審査申請手数料	円	
7 特記事項		

計画通知引受承諾書
計画変更通知引受承諾書

年 月 日

様

福島県福島市五月町4番25号
一般財団法人ふくしま建築住宅センター
理事長 印

建築基準法の計画通知の審査について、下記のとおり引き受けました。

記

1 引受番号	第 号	
2 引受計画通知審査	☐ 建築基準法第18条第4項の規定による計画の通知 ☐ 建築基準法第18条第4項の規定による計画変更の通知	
3 建築物等の区分	☐ 建築物 ☐ 昇降機 ☐ 工作物 ☐ 建築設備（昇降機以外）	
4 建築場所、設置場所 又は築造場所の 地名地番		
5 計画を変更する 建築物の直前の確認 （計画変更通知の場合 に記載）	確認済証番号	
	確認済証交付年月日	
	確認済証交付者	
6 計画通知審査手数料	円	
7 特記事項		

建住 第 号
年 月 日

様

一般財団法人ふくしま建築住宅センター

確認審査（建築物）の引き受けに伴う消防長等の同意について（依頼）

建築基準法第6条の2第1項の規定により確認審査を引き受けたので、同法第93条第1項の規定による同意を求めます。

記

1. 建築主名

2. 建築場所、設置場所又は築造場所

地名地番

住居表示

3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

（種類）

（1）建築物の名称

（2）主要用途

（3）工事種別

（4）延べ面積（建築物全体） m²（同意対象面積） m²

（5）対象棟数 棟

（6）主たる建築物の構造
一部

（7）主たる建築物の階数 地上 階、地下 階

4. 備考

連絡先 一般財団法人ふくしま建築住宅センター
事務所

TEL : FAX :
(担当)

建住 第 号
年 月 日

様

一般財団法人ふくしま建築住宅センター

確認審査（建築物）の引き受けに伴う消防長等の通知について（通知）

建築基準法第6条の2第1項及び同法第18条第4項の規定により確認申請及び計画通知の審査を引き受けたので、同法第93条第4項の規定により通知します。

記

確 認 済 証 交 付 期 間	
通 知 件 数	件

別紙一覧のとおり

連絡先 一般財団法人ふくしま建築住宅センター
事務所

TEL : FAX :
(担当)

建住 第 号
年 月 日

様

一般財団法人ふくしま建築住宅センター

国等の建築物の計画に係る消防長等の通知について（通知）

建築基準法第18条第4項の規定により国等の建築物に係る計画の通知の審査を引き受けたので、同法第93条第4項の規定により通知します。

記

1. 建築主名

2. 建築場所、設置場所又は築造場所

地名地番

住居表示

3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

（1）建築物の名称

（2）主要用途

（3）工事種別

（4）延べ面積（建築物全体） m²（通知対象面積） m²

（5）対象棟数 棟

（6）主たる建築物の構造

一部

（7）主たる建築物の階数 地上 階、地下 階

4. 審査結果

5. 送付書類の返却方法

6. 指定確認検査機関の担当者の氏名及び連絡先

連絡先 一般財団法人ふくしま建築住宅センター
事務所

TEL : FAX :
(担当)

建住 第 号
年 月 日

様

一般財団法人ふくしま建築住宅センター

確認審査（建築物）の引き受けに伴う保健所通知について（通知）

建築基準法第6条の2第1項及び同法第18条第4項の規定により確認申請及び計画通知の審査を引き受けたので、同法第93条第5項の規定により通知します。

記

1. 建築主名

2. 建築場所、設置場所又は築造場所

地名地番

住居表示

3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

（種類）

（1）建築物の名称

（2）主要用途

（3）工事種別

（4）延べ面積（建築物全体） m²（通知対象面積） m²

（5）対象棟数 棟

（6）主たる建築物の構造

一部

（7）主たる建築物の階数 地上 階、地下 階

連絡先 一般財団法人ふくしま建築住宅センター
事務所

TEL : FAX :
(担当)

建 住 第 号
年 月 日

様

一般財団法人ふくしま建築住宅センター

確認審査（建築物）の引き受けに伴う浄化槽について（通知）

このことについて、下記のとおり浄化槽設置（変更）届出書の提出がありましたので、建築基準法第93条第5項の規定に基づき通知します。

つきましては、建築基準法に基づく確認又は審査について意見があれば通知願います。

なお、同法第31条第2項及び浄化槽法第3条の2第1項の規定以外の内容の照会は、申請者又はその代理人にお問い合わせ願います。

記

確 認 済 証 交 付 期 間	
通 知 件 数	件

別紙一覧のとおり

連絡先 一般財団法人ふくしま建築住宅センター
事務所

TEL : FAX :
(担当)

確 認 申 請 取 り 下 げ 届

年 月 日

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 様

建築主等 住 所
氏 名
TEL

先に提出した確認申請は、都合により取り下げますのでお届けします。

記

1 確認検査引受承諾年月日	年 月 日
2 建築主等住所氏名	
3 代理者住所氏名	
4 敷地の地名地番	
5 建築物の用途	
6 取り下げ理由	

(注意)：この届出書の受付後、受付印を押印した写しをお渡しします。

計画通知取り下げ届

年 月 日

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 様

通知者官職 所在地
機関名
官職名

年 月 日付けで通知した計画通知書については、都合により取り下げます。

記

1 計画通知引受承諾年月日	年 月 日
2 通 知 官 職 名	
3 代 理 者 住 所 氏 名	
4 敷 地 の 地 名 地 番	
5 建 築 物 の 用 途	
6 取 り 下 げ 理 由	

(注意)：この届出書の受付後、受付印を押印した写しをお渡しします。

軽微な変更説明書

年 月 日

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 様

建築主
又は代理人

建築基準法第 7 条の 4 の規定による中間検査、同法第 7 条の 2 の規定による完了検査の申請、又は業務規程第 3 2 条第 1 項に基づき、軽微な変更がありますので、その内容について報告します。

記

確認済証交付年月日	年 月 日
確認済証交付番号	第 号
建 築 主 名	
建 築 場 所	

軽微な変更の概要	添付図書又は書類リスト
※省令第 1 0 条の 4 第 1 項の許可関係規定に係る許可等を受けている場合は、下記に☑してください。 ☐ 新たに許可済み ☐ 特定行政庁との協議により許可不要	

※受付欄	
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

軽微な変更説明書

年 月 日

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 様

通知者官職 所在地
機関名
官職名

建築基準法第18条第32項の規定による特定工程工事終了通知、同法第18条第23項の規定による工事完了通知、又は業務規程第36条の2の規定により読み替えて適用される同規程第32条第1項に基づき、軽微な変更がありますので、その内容について報告します。

記

確認済証交付年月日	年 月 日
確認済証交付番号	第 号
建 築 主 名	
建 築 場 所	

軽微な変更の概要	添付図書又は書類リスト
※省令第10条の4第1項の許可関係規定に係る許可等を受けている場合は、下記に☑してください。 ☐ 新たに許可済み ☐ 特定行政庁との協議により許可不要	

※受付欄	
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

名義等変更届

下記のとおり建築主等の名義等を変更（決定）しましたので届けます。
.....年.....月.....日

一般財団法人 ふくしま建築住宅センター 様
建築主 住 所.....
氏 名.....

直前の確認済証 交付年月日・番号		確認済証交付年月日.....年.....月.....日 確認済証： 第.....BHC.....支.....号	
1 建築主 (築造主) の住所・氏名	新・追加	フリガナ 【氏名】 【住所】 〒 【電話番号】	
	旧	【氏名】 【住所】 〒 【電話番号】	
	変更の理由		
2 工事監理者	新・追加	【資格】 (.....) 建築士 (大臣・.....知事) 登録 第.....号 【氏名】 【建築士事務所名】 (.....) 建築士事務所 (.....) 知事登録 第.....号 【所在地】 〒 【電話番号】 【工事と照合する設計図書】	
	旧	【資格】 (.....) 建築士 (大臣・.....知事) 登録 第.....号 【氏名】 【建築士事務所名】 (.....) 建築士事務所 (.....) 知事登録 第.....号 【所在地】 〒 【電話番号】 【工事と照合する設計図書】	
3 工事施工者	新・追加	【氏名】 【営業所名】 建設業の許可 (大臣・.....知事) (特-.....・般-.....) 第.....号 【所在地】 〒 【電話番号】	
	旧	【氏名】 【営業所名】 建設業の許可 (大臣・.....知事) (特-.....・般-.....) 第.....号 【所在地】 〒 【電話番号】	
※センター受付欄		※センター記載欄	

誤記訂正届

令和 年 月 日

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 様

建築主 住 所

氏 名

下記のとおり誤記がありましたので届けます。

記

1 直前の確認済証 交付年月日・番号		確認済証交付年月日：.....年.....月.....日 確認済証：第.....BHC.....支.....号
2 訂正箇所	旧	
	新	
※センター受付欄		※センター記載欄

(注意)：この届出書の受付後、收受印を押した写しをお渡ししますので、確認済証と共に保管してください。

工事取り止め届

年 月 日

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 様

建築主等 住 所
氏 名
TEL

先に、確認済証の交付を受けました下記建築物・建築設備・工作物の工事を取り止めたので、お届けします。

記

1 確認番号	第 号	
2 確認年月日	年 月 日	
3 取り止め期日	年 月 日	
4 敷地の地名地番		
5 内 容	(1) 棟数又は戸数	棟 戸
	(2) 建築面積	m ²
	(3) 延べ面積	m ²
	(4) 主 要 用 途	
	(5) 工 事 種 別	新築、増築、改築、用途変更、その他
6 取り止め理由		
(注) 1 不要の文字は、抹消してください。 2 「工事種別」の欄は、該当する事項を○で囲んでください。		

(注意)：この届出書の受付後、受付印を押印した写しをお渡ししますので、確認済証に添えて保管してください。

第12号様式（第42条、第51条関係）

中間検査申請取り下げ届
完了検査申請取り下げ届

年 月 日

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 様

建築主等 住 所

氏 名

年 月 日に申し込みました中間検査（完了検査）申請については、都合により確認検査業務規程第42条（第51条）の規定により取り下げます。

記

1 建築場所、設置場所 又は築造場所	
2 確認済証番号	第 号
3 確認済証交付年月日	年 月 日
4 確認済証交付者	
5 建築物、建築設備 若しくは工作物 又はその部分の概要	

特定工程工事終了通知取り下げ届
工事完了通知取り下げ届

年 月 日

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 様

通知者官職 所在地
機関名
官職名

年 月 日付で通知した特定工程工事終了通知書(工事完了通知書)については、
都合により取り下げます。

記

1 建築場所、設置場所 又 は 築 造 場 所	
2 確 認 済 証 番 号	第 号
3 確認済証交付年月日	年 月 日
4 確 認 済 証 交 付 者	
5 建築物、建築設備 若しくは工作物 又はその部分の概要	

第 1 3 号様式（第 5 0 条関係）

完了検査追加説明書

年 月 日

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 様

申請者氏名

建築基準法第 1 8 条の 3 及び確認審査等に関する指針（平成 19 年国土交通省告示第 8 3 5 号）
第 3 第 4 項第三号による追加説明書を下記のとおり提出します。

記

確 認 年 月 日	年 月 日
確 認 番 号	第 号
検 査 年 月 日	年 月 日
建 築 場 所	

指 摘 事 項	報 告 内 容

※別添がある場合は、その旨を本書に記載してください。

【再検査】※再検査が必要な場合はご記入ください。

☐ 確認検査業務規程第 5 0 条第 1 項にかかる建築物等について、再検査を申請します。	
是 正 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日

※以下は記入しないでください。

受 付 欄	備 考	審 査 ・ 検 査		受 付
	手 数 料	再 検 査 日		
	円	年 月 日		

仮使用認定引受承諾書

年 月 日

様

福島県福島市五月町 4 番 2 5 号

一般財団法人ふくしま建築住宅センター

理事長

印

下記による検査済証の交付を受けるまでの建築物等の使用制限について、建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 2 号又は同法第 1 8 条第 3 9 項第 2 号（いずれも同法第 8 7 条の 4 又は第 8 8 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用認定の業務を引き受けました。

記

1. 引受番号 第 号
2. 確認済証番号 第 号
3. 確認済証交付年月日 年 月 日
4. 確認済証交付者
5. 仮に使用する建築物、建築設備若しくは工作物及びその部分の概要
6. 仮使用認定の検査予定日
7. 手数料

第 号
年 月 日

様

一般財団法人ふくしま建築住宅センター

仮使用認定の審査及び検査に伴う消防長等への照会について（照会）

下記の計画について、建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 2 号又は同法第 18 条第 3 項第 2 号（いずれも同法第 8 7 条の 4 又は第 8 8 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用認定の審査及び検査を引き受けたので、消防法第 9 条、第 9 条の 2、第 15 条及び第 17 条に適合するかどうか照会します。

記

1. 建築主、設置者又は築造主

2. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

- （1）確認済証番号 第 号
- （2）確認済証交付年月日 年 月 日
- （3）確認済証交付者
- （4）敷地の地名地番又は設置する建築物若しくは工作物の所在地及び名称

（5）仮使用の用途

3. 備考

連絡先 一般財団法人ふくしま建築住宅センター
事務所

TEL. FAX.
(担当)

基準告示第 1 に定める基準に適合しないと認める旨の通知書

第 号
年 月 日

様

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 印

下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 2 号又は同法第 18 条第 3 項第 2 号（いずれも同法第 8 7 条の 4 又は第 8 8 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の国土交通大臣が定める基準に適合しないことを認めましたので、通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 敷地の地名地番又は設置する建築物若しくは工作物の所在地及び名称
3. 仮に使用し、又は使用させることができる建築物、建築設備若しくは工作物及びその部分の概要

（理由）

仮使用認定申請取り下げ届

年 月 日

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 様

建築主等 住所
氏名

年 月 日に提出しました下記の仮使用認定の申請については、都合により取り下げ
ます。

記

仮使用認定引受承諾年月日	年 月 日
確認済証番号	第 号
敷地の地名地番又は設置する建築物若しくは工作物の所在地及び名称	
取下げの理由	